

## ダイセルグループ 腐敗防止および競争法遵守の基本方針

ダイセルグループは、「ダイセルグループ倫理規範」の中で、サプライチェーンを含めた当社グループの事業運営にかかわるすべての領域を対象として、「公正で透明性のある企業活動」を自らが行うこと、ステークホルダーの皆様にも求めていくことを定めています。その重要な課題の一つが、企業活動における腐敗防止および競争法遵守であると認識し、「ダイセルグループ 腐敗防止および競争法遵守の基本方針」をここに定めます。

### 1. 腐敗防止の基本方針

#### (1) 公務員等に対する贈賄の禁止

私たちは、各国の公務員等に対し、その職務行為に関して、ファシリテーション・ペイメントを含めた金銭等の利益を供与しません。また役職員個人の立場でも当該行為を行いません。

#### (2) 公務員等以外に対する贈賄の禁止

私たちは、取引またはその他の利益を得る目的で、他の事業者に対し、不正な職務行為を行わせることを意図して、金銭等の利益を供与しません。また役職員個人の立場でも当該行為を行いません。

#### (3) 収賄の禁止

私たちは、事業上の便宜の提供の不正な対価として、他の事業者に対し、金銭等の利益の供与を要求しません。

#### (4) 第三者を通じた贈収賄の禁止

私たちは、コンサルタント、代理人等第三者を通じても(1)～(3)に該当する、金銭等の利益の供与やその要求は行いません。

#### (5) 贈収賄への加担の禁止

私たちは、(1)～(3)に該当する、金銭等の利益供与や要求を、他の事業者が行うことを承認しません。また、そのほう助、斡旋、謀議への参加も行いません。

#### (6) 過剰な贈答品、接待の授受の禁止

私たちは、過剰または当社グループの評判を損ねるおそれのある接待や贈答等は行わず、また受けません。

#### (7) 寄付および政治献金

私たちは、不適切な便宜を得ることにつながる寄付および違法な政治献金を行いません。

#### (8) 反社会的勢力の排除

私たちは、反社会的勢力とは一切関係を持たず、資金洗浄や不正な国際送金、横領などに組織的な犯罪に関わる可能性のある取引には関与しません。

(9) 行政等との健全な関係

私たちは、政府や公共団体、NPO/NGO などとは、関わる国際ルールや関係する地域の法令を遵守するとともに、関連組織・団体と適切な関係を確立・維持します。

(10) 利害対立の回避

私たちは、会社との間で利害の対立が生じるおそれがある取引を行おうとする場合には、会社の許可を取得するなど適切な措置を講じて、利害の対立を回避するよう努めます。

## 2. 競争法遵守の基本方針

(1) 法令の遵守

私たちは、公正な取引を行うために当局によって制定されたガイドライン等を含めて各国で定められた競争法を遵守します。

(2) 競争事業者との接触の禁止

私たちは、いかなる競争事業者とも正当な理由がない限り接触は行いません。また、製品の販売・サービスの提供等の営業に関わる競争上の条件に関して話し合われる可能性のある競争者等との会合に出席しません。

(3) 競争事業者との情報交換、合意、協定の禁止

私たちは、いかなる競争事業者とも、書面、口頭等の形式は問わず、製品の販売・サービスの提供等の営業取引に関わる価格等の競争上の条件について情報交換、合意または協定は行いません。

(4) 独立した価格の決定

私たちは、製品の販売、サービスの提供に係るあらゆる価格の決定は、直接間接問わず、競争事業者から独立して行います。

(5) 製品・サービス販売・提供先事業者に対する介入・差別の禁止

私たちは、製品・サービスの販売・提供先である事業者が当該製品・サービスを再販売する際の価格の決定などに不当な介入は行いません。また当該事業者に対して不当な差別など不公正な取引を行わずまた強要もしません。

(6) 入札等における規則等の遵守

私たちは、政府、地方自治体、その他の公的機関と取引を行う際には、入札その他定められた規則や手順に従って公正に行います。また私たちは、発注者の職員等から秘密情報を受領することがないように留意し、関連する法令を遵守します。

(7) 優越的地位の濫用の禁止

私たちは、規模の大小にかかわらず、当社グループの事業の一部または全部を受託する下請け事業者とも公正な関係を維持し、元請け事業者である地位を濫用する不当な要求等を行わず、下請け事業者を保護する法令を遵守します。

### 3. 社内体制の構築

当社グループでは、代表取締役である企業倫理担当役員を統括責任者とし、腐敗防止および競争法遵守のための体制を構築します。

### 4. 正確な記録保持

当社グループでは、1に記載の「腐敗防止の基本方針」に関する支出の費用等について正確、適切な会計記録を作成し、保存します。

### 5. モニタリング

当社グループでは、定期的なモニタリング（監査）を行い、本基本方針の遵守状況、不正行為を察知・予防する体制の有効性を検証し、必要な見直しや改善を実施します。

### 6. 教育・啓発

当社グループでは、本基本方針を役職員が理解し、日々の業務遂行の中で確実にして行くように役職員に対する教育・啓発を実施します。

### 7. 相談と報告の実施

私たちが、自らがあるいは他者が、1，2に記載の基本方針に反する、或いは反することが疑われる行為に関わっていると考えた場合は、躊躇せず上司や、法務やコンプライアンスを担当する部門に報告や相談を行います。

### 8. 相談・通報窓口の設置

当社グループでは、本基本方針に反する、或いは反することが疑われる行為について社内外から報告や相談を受け付ける窓口を整備します。

### 9. 違反時の対応

当社グループでは、役職員が1，2に記載の基本方針に反する行為を行ったことが判明した場合には、当該役職員を規程に従い懲戒の対象とします。

以上

2024年4月1日制定